

薬生食輸発0110第1号
平成31年1月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(エクアドル産アメリカサトイモ(タニア)のイマザリル、中国産ステムレタスのジメ
トモルフ)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成31年
1月9日付け薬生食輸発0109第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実
施しているところである。

今般、輸入時に実施した、エクアドル産生鮮アメリカサトイモのモニタリング検査に
おいて、残留農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性
を判断する目的で、エクアドル産アメリカサトイモ(タニア)に係る残留農薬のモニタ
リング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包
装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2
(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産ステムレタスのジメトモルフの項につ
いては、モニタリング通知の別表第2から削除するので、御了知の上、関係業者等への
周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成31年 1月10日	エクアドル	アメリカサトイモ(タニア) 及びその加工品(簡易な 加工に限る。)	残留農薬 (イマザリル)	TROPICAL FRUIT EXPORT S. A.